

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

2022年の出生数は過去最少の80万人を割り込み、僅か5年間で20万人近くも減少している。このまま出生数が急激な減少を続けると、経済活動は縮小し、社会保障制度や地域社会の維持に支障が生じかねず、一刻の猶予も許されていない。

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、若い子育て世帯だけでなく、老若男女問わず全ての国民に影響を及ぼす事案であるとともに、地域の存亡に関わる切実な問題でもある。

そのような中、先般、こども家庭庁が創設されるとともに、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育ての政策と目指す将来像を示し、具体的な施策や財源のあり方の議論を行い、骨太の方針2023までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとされている。

については、国は、中期的な観点も含め、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心してこどもを産み育てることのできる社会の実現に向け、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. こども・子育て政策の強化に当たっては、国が中心となって進めていくべきものと、都市自治体が地域の実情に応じて独自に行う取組とが相まって、実施されることが重要である。こども・子育ての基本となるべき施策については、特に、地域格差を生じることのないよう国の責任において財源も含めて措置すること。

また、併せて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、自由度の高い交付金を創設するなど、安定的な税財源を確保すること。

2. 子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。

3. 試案に示されている職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度(仮称)の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、現場を抱える基礎自治体の意見を尊重すること。
4. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。
また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。
5. すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援、居場所づくり支援及び経済的支援等について、必要な措置を拡充するとともに、抜本的な解決につながる制度の構築を行うこと。
また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な措置を講じること。

以上決議する。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会